

釧路湿原国立公園

釧路湿原生態系維持回復事業 実施計画

【素案】

平成 年 月 日

— 目 次 —

第1章 計画の枠組み

1-1 計画の目的

1-2 計画期間

1-3 計画対象地域

第2章 事業実施の基本方針

2-1 順応的な管理

2-2 管理の手法

2-3 エゾシカの個体数把握

2-4 エゾシカによる植生への影響把握

2-5 対策実施地区の選定

第3章 生態系の維持又は回復を図るための対策

3-1 エゾシカの個体数調整

3-2 植生の保護

3-3 モニタリング及び効果の評価

第4章 各対策実施地区における実施計画

4-1 達古武地区

4-2 コッタロ地区

4-3 右岸堤防地区

第1章 計画の枠組み

1-1 計画の目的

本計画は、釧路湿原国立公園釧路湿原生態系維持回復事業計画に掲げた生態系維持回復事業の目標※の達成に向けて、特に釧路湿原国立公園におけるエゾシカの個体数調整や植生モニタリング等に係る具体的な内容を定めることにより、生態系維持回復事業を計画的かつ着実に進めることを目的とする。

※生態系維持回復事業の目標（抜粋）

エゾシカによる影響を低減することを通じて、釧路湿原国立公園における生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本事業で維持又は回復を図る生態系とは、ラムサール条約登録以前の状態とする。

1-2 計画期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

1-3 計画対象地域

釧路湿原国立公園全域とする。ただし、エゾシカの行動圏や季節移動範囲が国立公園の区域外にも及ぶことに留意し、必要に応じ釧路湿原国立公園区域外におけるエゾシカ対策との連携を図るものとする。

第2章 事業実施の基本方針

2-1 順応的な管理

事業実施にあたっては、生態系の維持又は回復のために必要なエゾシカの個体数調整及び植生モニタリングの結果等について評価を行い、管理手法に反映させるなど順応的な管理を行う。

また、本計画が終了する際には本計画期間内における実施結果の評価を行い、本計画の継続・変更について検討を行うこととする。

2-2 管理の手法

エゾシカによる自然環境への影響を軽減し、生態系の回復を図るため、エゾシカ個体数の把握及び植生への影響等を踏まえ、保全の必要性の高い植生帯の有無、優先度や捕獲作業にかかる条件等を加味した上で「対策実施地区」を設定し、主に冬期捕獲によるエゾシカの個体数調整を実施する。

ただし、保全対象となる植生地が、捕獲実施により脆弱な湿原植生を損傷するおそれがある場合、公園利用者との軋轢が生じる可能性がある場合等においては、当

該地を利用するエゾシカの季節移動及び日周行動を調査し、当該地以外での捕獲を検討するなど状況に応じた適切な手法を採用する。また、この場合における保全上重要な植生への対応については、必要に応じて植生保護柵の設置も検討する。

2-3 エゾシカの個体数把握

釧路湿原国立公園内のエゾシカの個体数を把握するため、過去の航空カウント調査の結果を踏まえつつ調査ユニットを検討・設定し、本計画期間内にエゾシカの航空カウント調査を実施する。調査結果については、調査ユニット毎に整理するとともに、経年変化や対策の効果の検証を行う。

※エゾシカの密度等に関する目標設定の要否について議論

2-4 エゾシカによる植生への影響把握

釧路湿原国立公園のエゾシカによる植生への影響把握を評価し、植生指標による管理に向けて、植生への影響及び捕獲対策の効果の評価するための植生モニタリングを行う。

- ・調査プロット（固定調査区）を湿原内の代表的な植生帯に設定し、エゾシカ食害の影響を排除した柵内外の植生を調査する。
- ・調査区周辺に調査ラインを設定し、エゾシカによる影響又は捕獲対策による植生回復の反応が比較的敏感な種を指標種として設定し、定められた調査ルールに従った簡易調査を実施する。

2-5 対策実施地区の選定

エゾシカの個体数及びエゾシカによる植生への影響等を踏まえ、保全の必要性の高い植生帯の有無、優先度や捕獲作業にかかる条件等を加味し、本計画期間内に重点的に対策を実施すべき「対策実施地区」を設定する。

ただし、個体数調整を実施する場所は、原則として国指定釧路湿原鳥獣保護区内とする。なお、捕獲実施にあたっては、当該鳥獣保護区の指定理由等に鑑み、タンチョウその他希少野生生物や渡り鳥等との軋轢をできる限り小さくするよう、立地、捕獲手法、時期等を検討することとする。

第3章 生態系の維持又は回復を図るための対策

3-1 エゾシカの個体数調整

各対策実施地区において、エゾシカの生息状況調査、日周行動・季節移動調査等を行い、これらの結果を踏まえ捕獲手法の検討及び個体数調整を実施する。

個体数調整の実施結果については毎年度とりまとめ、「釧路湿原国立公園エゾシ

カ対策検討会議」における専門家の助言及び科学的な評価を踏まえつつ、捕獲効率の高い個体数調整手法の検討等を進める。

なお、捕獲にあたっては、エゾシカの行動パターンの攪乱による捕獲効率の低下、周辺湿原植生への影響増加、周辺農林地への被害増加等が生じないように留意する。

3-2 植生の保護

高層湿原等、保全上重要かつ脆弱な植生において、放置することにより深刻な影響が生じると予想され、かつ直接的な捕獲対策が不相当である場合には、植生保護柵の設置を検討する。

また、湿原周辺丘陵地等において深刻な樹皮はぎや稚樹の採食等が見られ、当該地におけるエゾシカの影響が湿原にも影響を及ぼすおそれのある場合は、ネット巻き等による食害防止対策を検討する。

なお、上記に係る対策については、必要に応じて土地所有者や関係行政機関等に協力を求める等の調整を行う。

3-3 モニタリング及び効果の評価

各対策実施地区において、エゾシカの個体数調整の効果を評価するための植生モニタリングを行う。モニタリングは、各対策実施地区における主要な植生の回復状況に着目した上で、極力簡便で調査者による誤差が小さくなるような項目を設定する。

例) カラマツ人工林・・・ササ丈、広葉樹稚樹の出現状況・食痕等
ハンノキ林・・・ハンノキ及び灌木の食痕頻度等
ミズゴケ湿原・・・指標種の食痕頻度、シカ道の増減等

あわせて、個体数調整及びモニタリングの結果等を踏まえつつ、植生指標による管理に向けた検討を進める。

第4章 各対策実施地区における実施計画

4-1 達古武地区

1) 地区の概要

達古武地区では、旧カラマツ人工林を中心に環境省が所管する森林において釧路湿原自然再生全体構想に基づく自然林再生が実施されているが、発生した広葉樹実生や植栽した広葉樹苗木がエゾシカに採食されるなど、エゾシカによる影響が自然再生事業実施上の障害となっている。

なお、自然再生事業において、広葉樹の稚樹生長量等に関する調査が行われている。

2) 過去の事業実施状況

本地区では、平成 25 年度から試験捕獲を実施しており、これまでの捕獲により一定程度生息密度の低減が見られるが、未だ相当数のエゾシカが生息していると考えられる。

3) 個体数調整

本計画期間内においては、引き続き囲いわなを中心とした個体数調整を実施する。

4) 植生モニタリング

広葉樹の稚樹生長量及びササ桿高に係るモニタリング調査を実施する。なお、稚樹生長量調査については自然再生事業で実施しているデータを活用する。

4-2 コッタロ地区

1) 地区の概要

コッタロ地区は、道道 1060 号線により湿原核心部へのアクセスが可能な立地で、原始的な湿原環境が残るコッタロ湿原があり、道路沿線はハンノキ林やヨシ・スゲ湿原となっている。湿原内の道路沿線には一年中多数のエゾシカが見られ、特に冬期にはコッタロ湿原東側に百頭単位のエゾシカが密集する様子が見られる。

湿原核心部におけるエゾシカ対策を考える上で重要な地区であり、個体数調整を実施する優先度は高い。

2) 過去の事業実施状況

本地区では、将来的な個体数調整の実施を想定し、平成 28 年度から捕獲手法の検討を開始した。

3) 個体数調整

本計画期間内においては、将来的な個体数調整の実施を想定し、各種の課題を整理するとともに、それらを踏まえた捕獲手法の検討及び調整を進める。捕獲手法については、条件が整い次第試験的な捕獲及びその効果検証を行い決定していく。

4) 植生モニタリング

既設の調査区における植生調査及びエゾシカ食害痕跡調査を継続実施する。

4-3 右岸堤防地区

1) 地区の概要

右岸堤防は、釧路川氾濫原から市街地を守るために北海道開発局によって整備された釧路市安原から鶴居村温根内に至る堤防である。周辺湿原から数メートルかさ上げされた堤体は周辺の湿原植生とは異なる草本が生育し、秋季にはこれら草本を求めてエゾシカが採餌に集まるなど、エゾシカ対策を考える上で重要な地区である。

右岸堤防は河川事務所による管理が行われており、自動車の通行は通常は要許

可となっているなど、対策を実施する上で堤防管理者との連携・調整が不可欠である。

2) 過去の事業実施状況

平成 26～28 年度環境研究総合推進費事業によるエゾシカ生息数調査が行われているほか、環境省において赤沼周辺の植生調査を実施している。

3) 個体数調整

本計画期間内においては、将来的な個体数調整の実施に向け、堤防管理者と協議しつつ捕獲手法の検討及び調整を進める。

4) 植生モニタリング

既設の調査区における植生調査及びエゾシカ食害痕跡調査を継続実施する。

<以下、参考資料として添付を検討>

1. 釧路湿原国立公園区域図
2. 航空調査に係る調査ユニット図
3. 「湿原植生に及ぼすニホンジカの影響評価に関する調査手引き ～釧路湿原での研究事例から～」※ 全文とするか簡易指標種に係る部分に限定するか要検討。